草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

令 和 8年 3月 26日

（趣旨）

第１条　この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和６２年規則第４５号）に定めるもののほか、家庭用防犯カメラを設置することにより、地域の防犯力の向上及び市民が安全で安心して生活できる環境の構築を目的として、市内の戸建ての住宅又は共同住宅並びに町会等の会館に家庭用防犯カメラを設置した者に対し、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　家庭用防犯カメラ　自ら居住し、若しくは所有する戸建て住宅若しくは共同住宅（これらの住宅が事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねる場合を含む。以下同じ。）又は町会等の会館への侵入犯罪等を未然に防止するため屋外に常設する撮影装置をいう。

⑵　町会等　地縁に基づき、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的に形成され、現にその活動を行っている団体であって、市に自治協力団体として届出されている町会、自治会等をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、市税の滞納がなく、草加市暴力団排除条例（平成２４年条例第３０号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団関係者でないものであって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、家庭用防犯カメラを設置しようとする土地及び建物の所有者でない場合は、所有者の同意を得た者でなければならない。

⑴　市内の戸建て住宅に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和８年６月１日以降に購入した家庭用防犯カメラを設置した者

⑵　市内の共同住宅を所有する者であって、本市の住民基本台帳に記録されている者

⑶　建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条に規定する団体（以下「管理組合」という。）の代表者

⑷　町会等の代表者

（補助金の交付対象となる家庭用防犯カメラ）

第４条　補助金の交付対象となる家庭用防犯カメラは、戸建て住宅若しくは共同住宅又は町会等の会館に設置するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　次に掲げる建物の区分に応じ、それぞれ次に定める場所を常時撮影するものであること。

ア　戸建て住宅又は町会等の会館　建物若しくは当該敷地又はそれらの出入口に接している道路

イ　共同住宅　エントランス、廊下、駐車場、駐輪場その他の共用部分若しくは当該敷地又はそれらの出入口に接している道路

⑵　撮影した画像データを記録する機能を有するものであること。

⑶　夜間の撮影が可能なものであること。

⑷　追跡機能を有しないものであること。

⑸　賃借により設置したものではないこと。

⑹　未使用品であること。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家庭用防犯カ

メラの設置に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。
⑴　家庭用防犯カメラの購入費用
⑵　前号により購入した家庭用防犯カメラの設置に係る工事費（既存設備の撤去及び移設に要する費用を除く。）
⑶　家庭用防犯カメラの附属品の購入費用
⑷　家庭用防犯カメラの設置を示す表示板の設置に係る費用
２　前項に規定する費用について店舗等のポイントを使って購入した場合は、ポイントを差し引いた後の実支払額を補助対象経費とする。
（補助金の交付額等）
第６条　補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
⑴　戸建て住宅　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、２０，０００円を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額
⑵　共同住宅　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、１００，０００円を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額
⑶　町会等の会館　補助対象経費に４分の３を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、１００，０００円を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額
２　補助金の交付は、前項各号の区分につき１回限りとし、複数台の家庭用防犯カメラの設置について対象とすることができる。
（補助金の交付申請）
第７条　規則第４条の規定による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により申請しなければならない。
⑴　戸建て住宅　防犯カメラを設置した後に、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書（第１号様式）に、次に掲げる書類のうち申請内容に応じて必要となる書類を添えて、市長に提出するものとする。
ア　家庭用防犯カメラの概要が分かる商品カタログの写し等
イ　家庭用防犯カメラ又はその附属品の購入に係る費用のレシート又は領収書の写し等
ウ　家庭用防犯カメラの設置工事又はその設置を示す表示板の設置に係る費用のレシート又は領収書の写し等
エ　家庭用防犯カメラの設置状況が分かる写真
オ　戸建て住宅又はその敷地の所有者でない者が申請する場合は、草加市家庭用防犯カメラ設置に係る戸建て住宅所有者・土地所有者の同意書（第２号様式）
カ　補助金振込先口座が分かるもの
キ　その他市長が必要と認める資料
⑵　共同住宅及び町会等の会館　防犯カメラを設置する前に、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書（共同住宅及び町会等の会館用）（第３号様式）に、次に掲げる書類のうちから必要となる書類を添えて、市長に提出するものとする。
ア　設置する家庭用防犯カメラの概要が分かる商品カタログの写し等
イ　補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
ウ　家庭用防犯カメラの設置予定場所が分かる地図又は図面
エ　共同住宅若しくは町会等の会館又はその敷地の所有者でない者が申請する場合は、草加市家庭用防犯カメラ設置に係る住宅等所有者・土地所有者の同意書（第２号様式）
オ　その他市長が必要と認める資料
２　補助金の交付申請の受付期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、補助金の交付申請の総額が予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲

を超える日をもって、補助金の交付申請の受付を終了するものとする。
⑴　戸建て住宅　令和９年２月２６日
⑵　共同住宅又は町会等の会館　令和８年１２月１１日
（交付決定の通知）
第８条　規則第８条の規定による通知は、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付（不交付）決定通知書（第４号様式）によるものとする。
（変更等の承認申請）
第９条　規則第７条第１項第１号又は第２号の規定による承認を受けようとするときは、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金変更等承認申請書（第５号様式）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金変更等承認（不承認）決定通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。
（実績報告書の提出）
第１０条　補助金の交付決定を受けた者は、家庭用防犯カメラの設置が完了した日から起算して３０日を経過した日又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金実績報告書（第７号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
⑴　家庭用防犯カメラ又はその附属品の購入に係る費用のレシート又は領収書の写し等
⑵　家庭用防犯カメラの設置工事又はその設置を示す表示板の設置に係る費用のレシート又は領収書の写し等
⑶　家庭用防犯カメラの設置状況が分かる写真
⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料
（補助金の額の確定通知）
第１１条　規則第１４条の規定による通知は、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付額確定通知書（第８号様式）によるものとする。
（補助金の請求）
第１２条　補助金の交付を請求しようとするときは、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付請求書（第９号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第７条第１項第１号の規定により、戸建て住宅に係る家庭用防犯カメラの交付申請をしたものについては、この限りでない。
（決定の取消通知）
第１３条　規則第１６条第３項において準用する規則第８条の規定による通知は、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定取消通知書（第１０号様式）によるものとする。
（維持管理）
第１４条　補助金の交付を受けた者は、当該事業により取得した家庭用防犯カメラについて、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適切な運用を図るものとする。
（財産の処分の制限）
第１５条　規則第１８条第２号に規定する市長が定めるものは、補助事業により取得した財産とする。
２　規則第１８条ただし書に規定する市長が定める期間は、５年間とする。
３　補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金に係る財産処分承認申請書（第１１号様式）により市長の承認を受けなければならない。
４　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金に係る財産処分承認・不承認通知書（第１２号様式）により通知するものとする。

（関係書類の整備等）
第１６条　規則第１９条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保存しなければならない。
（その他）
第１７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

附　則（令和８年告示第８３９－２号）
この要綱は、令和８年１１月５日から施行する。